



# 教えて!行政書士のしごと Q&A

## 第1回 自動車登録

相続や自動車登録手続きなどの暮らしに関することから、外国人雇用関係や法人手続などビジネスに関することまで多岐にわたる行政書士のしごと。今回は、自動車を所有するときに必要な「自動車登録」についてのよくあるご質問にお答えします。

### Q1 なぜ、「自動車登録」が必要なのですか？

**A** 軽自動車・軽二輪の自動車を除く自動車は、「道路運送車両法」という法律に基づき自動車登録をすることが義務づけられています。これは、自動車が家や不動産と同じく財産であるという考え方から採られた制度ですが、公証(登録)制度があることにより、犯罪の防止や安全性の確保にも寄与しているのです。登録をしないと、車を使うことどころか所有権も認められません。ちなみに、軽二輪や軽自動車は「登録」ではなく「届出」となり、登録では印鑑証明がいるところを認印で対応できるなど、必要な手続きが簡素化されています。



### Q2 「自動車登録」の手続はどういった内容ですか？

**A** 主な手続は、新車や中古車を購入する際に必要な「新規登録」、車を売買する際に必要な「移転登録」、車を処分する際に必要な「抹消登録」の3つ。他には、婚姻による氏名の変更や引越しなどで住所変更する際に必要な「変更登録」があります。最近ではインターネットの普及やOSS(ワンストップサービス)などのサービスにより、個人の方が登録をされるケースもみられますが、登録にかかる書類作成業務を代行できるのが行政書士なのです。



### Q3 登録手続をする際に気をつけることがありますか？

**A** ローンを組んで車を購入した場合、ローンを返済するまではローン会社が車の所有者となるため、ローンを完済すると陸運事務所で「所有権解除」の手続をしなければなりません。しかし、その手続をされないままでのケースが増えているので注意が必要です。

